

「防府市消防団応援の店事業」の概要について

防府市消防団応援の店（以下「応援の店」という。）事業は、平成31年4月1日から実施します。

1 応援の店の登録

消防団員へのサービスの内容やサービスの対象者を決め、応援の店に申し込んでいただきます。提出は、郵送のほか、FAX または E-mail でも可能です。到着後、こちらから担当者宛てにご連絡します。

また、申し込み時に「全国の消防団員」にもサービスを提供していただけるかどうかをお聞きし、いただける場合は「全国消防団応援の店」に登録します。その場合、消防団員である旨を証明するもの（団員手帳、団員証や利用証など）を呈示したときは本市以外の消防団員等（消防団員、消防団員とその家族又は消防団員と同伴者をいう。）に対してもサービスを提供していただくことになります。

なお、次の（1）から（6）までのいずれかに該当する事業所等（事業所又は店舗など）は応援の店に登録することができません。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業所等
- （2）公序良俗に反する事業所等
- （3）宗教活動及び政治活動に関する事業所等
- （4）各種法令等に違反している又はそのおそれがある事業所等
- （5）通信販売及びインターネット販売などの対面販売を前提としない事業所等
- （6）ギャンブル性を有し、射幸心をあおるおそれのある遊戯等を提供する事業所等

2 応援の店の表示

登録後、「防府市消防団応援の店」の表示証をお渡ししますので、事業所等の見やすい場所に掲示してください。（「全国消防団応援の店」に登録する事業所等については、併せて「全国消防団応援の店」の表示証をお渡しします。）

また、応援の店は、応援の店であることを、事業所等のホームページやチラシなどでPRすることができます。なお、ホームページやチラシなどに掲載いただく際には、事前に内容を確認させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

3 応援の店一覧の公表及び配布

応援の店一覧を作成し、防府市のホームページ（消防本部消防総務課）で公表するとともに、当該一覧を団員に配布し、応援の店の利用促進を図ります。

4 消防団員等へのサービスの提供

消防団員が応援の店に「消防団応援の店利用証」を呈示しますので、消防団員等にサービスの提供をお願いします。サービスの内容及びサービスの対象者については事業所等に一任します。なお、市から補助や費用補填がないため、サービスの内容及びサービスの対象者については無理がない範囲でお願いします。

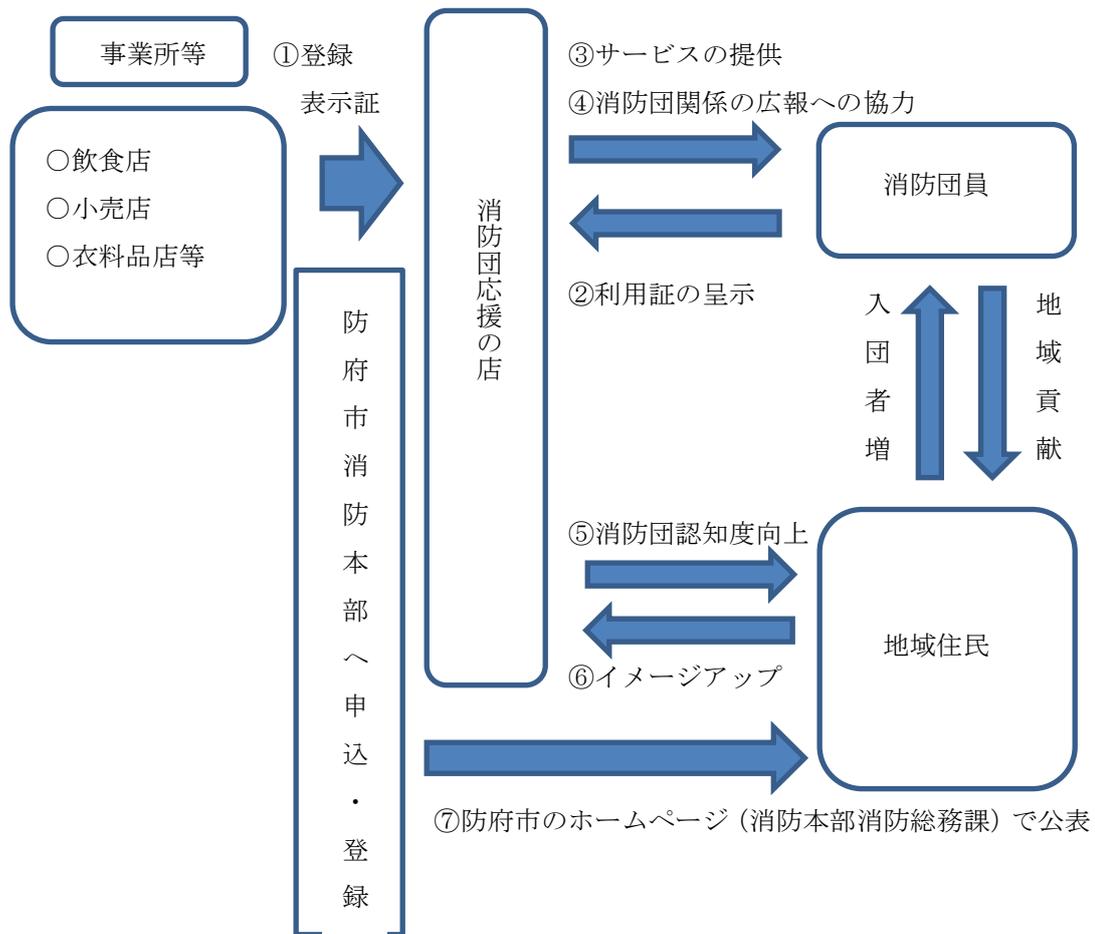
5 サービス内容等の変更及び廃止

サービスの内容等の変更及び廃止する場合は、「防府市消防団応援の店登録変更・廃止届」を提出していただきます。当該届けがあったときは、速やかに応援の店一覧を訂正します。

6 消防団に関する事業の広報への協力

応援の店は、消防団に関する事業の広報（チラシの配架、ポスターの提示等をいう。）に可能な範囲でご協力をお願いします。

消防団応援の店のイメージ図



地域全体で消防団を応援

- ① 消防団員へのサービス内容等を決め、「防府市消防団応援の店」(以下「応援の店」という。)に申し込みます。登録後、「防府市消防団応援の店」の表示証をお渡ししますので、表示証を事業所等の見やすい場所に掲示します。
- ② 消防団員は、応援の店に利用証を呈示し、サービスの提供を受けます。
- ③ 応援の店は、消防団員等(消防団員、消防団員とその家族又は消防団員と同伴者をいう。)にサービスを提供します。応援の店は、消防団員等の利用が増えることで集客率を高める効果が期待できます。
- ④ 応援の店は、消防団に関する事業の広報(チラシの配架、ポスターの提示等)に可能な範囲で協力します。応援の店が増えることで消防団をPRする場所や機会が増えていきます。
- ⑤ 地域に消防団を応援する店があることで、消防団の認知度が高まります。
- ⑥ 応援の店は、消防団を応援する事業所等としてイメージアップにつながります。
- ⑦ サービス内容等を記載した「応援の店の一覧」を作成し、防府市のホームページ(消防本部消防総務課)で公表するとともに、当該一覧を消防団員に配布し、応援の店の利用促進を図ります。防府市のホームページに公表することで、事業所等としては、多くの住民に応援の店として認知してもらえ、消防団としても入団すれば様々なサービスを受けられることを知ってもらえることから消防団員の確保が期待できます。